

平成29年度 施策評価シート

基本目標	IV	安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政策	430	高齢者が生きがいをもって暮らせるしくみをつくる
施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる
施策の目標	介護が必要な状態になっても、居宅での介護保険サービス等の利用や地域の小規模・多機能サービス拠点の活用、施設入所に至る過程を通じて、住みなれた地域のなかで、高齢者が安心して暮らし続けています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指標名	「高齢になっても墨田区内で暮らし続けることができる」と思う区民の割合									
	基準年(H28)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標	61.0%				63.0%					65.0%
実績	60.7%									
指標名	介護老人福祉施設入所待機者数									
	基準年(H28)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標	629人				450人					240人
実績	652人									

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移(千円)	
<p>高齢者人口の増加にあわせて要介護者数が伸び、毎年新たに500名程度が特別養護老人ホーム入所を希望するため、施設整備の進展によっても特別養護老人ホーム入所待機者数は高値維持となる。また医療制度改革に伴い、医療的ニーズを抱えたまま退院し自宅で療養する高齢者は今後増加が見込まれる。</p> <p>高齢者が安心・安全に住み慣れた地域で暮らし続けるため、医療と介護及び医療機関同士の連携を強化し、地域密着型サービスの基盤整備を促進すると共に、自宅の介護環境整備時及び必要時等に、待たずかつ期限を定めず適切な医療機関や施設を利用できる体制を整える必要がある。</p>	H28	1,164,248
	H29	
	H30	

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
B	施設整備等の進展により、入所待機者数及び率の伸びは抑えられている。

4 今後の施策の運営方針

評価	施策の戦略的方向性
○	(1) 優先的に資源投入を図る。
	(2) 現状維持とする。
	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
	(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】	
団塊の世代が75歳に達する平成37年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける基盤整備を進める必要がある。また、高齢者福祉サービスを継続し、居宅生活を支援する必要がある。	
【今後の具体的な方針】	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス施設を、区内8か所の高齢者支援総合センター担当地域にバランスよく整備する。 ・認知症高齢者の増加に伴い、認知症に対する正しい知識の普及啓発を更に進める。 ・高齢者福祉サービスは、事務手続きの簡略化など改善を図りつつ居宅生活を支援する。 	

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	施策への関連性	目的に対する指標		直近の評価内容
				年度目標値	推移	評価結果
				年度実績値		評価対象年度
1	特別養護老人ホーム等整備事業費	220,919	介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅での生活が困難となった要介護者のために、特別養護老人ホームの整備を支援する。	629	↗	現状維持
				652		平成28年度
2	地域密着型サービス整備事業	0	施設整備費等の補助を行うことで、事業参加の促進を図り、区民の方が住み慣れた地域で介護サービスを利用できる環境を整える。	29	↘	改善・見直し
				22		平成28年度
3	都市型軽費老人ホーム整備助成費	84,030	低廉な利用料で施設を提供し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる。	100	↘	現状維持
				92		平成28年度
4	高齢者の権利擁護・虐待防止事業	2,956	高齢者支援総合センターや高齢者みまもり相談室、関係機関と連携し、高齢者虐待を未然に防ぐまたは早期に発見する。また権利擁護制度の利用促進及び高齢者虐待防止についての普及啓発活動、養護者の負担軽減対策等、虐待防止に関する事業を行うことにより施策の目的達成につなげている。	55	↘	現状維持
				53.5		平成28年度
5	高齢者福祉電話サービス事業	4,533	定期的な電話訪問や安否確認で精神的な不安を和らげたり、迅速な緊急対応につなげる。	240	↘	改善・見直し
				59		平成28年度
6	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	38,170	一人暮らし高齢者等の緊急時安全確保を図り、平時の健康相談や定期的な安否確認を可能としている。	294	↗	改善・見直し
				324		平成28年度
7	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業費(火災安全システム事業)	930	平成11年12月1日に火災安全システム事業を開始。火災警報器等を設置することで、ひとり暮らし高齢者等の失火などによる火災の危険性を軽減させる。	0	↗	改善・見直し
				0		平成28年度
8	ひとり暮らし高齢者等食事サービス事業費	52,322	定期的に栄養のバランスの取れた食事を直接届けることにより、高齢者の健康の保持だけでなく安否の確認も行うことができ、「高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる」一助となる。	150	↗	改善・見直し(効果測定)
				151		平成28年度
9	高齢者熱中症等対策事業	1,251	熱中症対策の広報・啓発活動避暑対策を通じて、夏季において高齢者が安心して暮らすことのできる環境づくりに寄与している。	15	→	改善・見直し
				15		平成28年度

10	小規模多機能型居宅介護施設等開設助成	1,667	開設当初の運営経費等の補助を行うことで、事業参加の促進を図り、区民の方が住み慣れた地域で介護サービスを利用できる環境を整える。	11	↘	改善・見直し
				7		平成28年度
11	介護保険事業者振興事業	1,839	介護保険サービス事業者が提供する介護サービスの質の向上及び適正な介護保険給付が行われることにより、利用者が安心して介護サービスを利用できる。	45	↘	改善・見直し
				43		平成28年度
12	高齢者自立支援住宅改修助成事業	64,714	要介護状態になるのを予防し、また要介護状態になっても介護負担を軽減することによって、在宅生活を可能にする。	187	↘	改善・見直し(効果測定)
				180		平成28年度
13	高齢者生活支援型日常生活用具給付事業	11,899	65歳以上で在宅の者に対して日常生活用具を給付することで、介護予防及び自立生活の支援を図り、在宅での生活を援助する。	627	↗	改善・見直し(効果測定)
				610		平成28年度
14	墨田区介護相談員育成事業	1,822	派遣施設14か所を訪問し、介護保険制度の周知、制度についての疑問や不安を聞き取り、利用者や事業者の「橋渡し」や区としての問題解決に努める。	336	→	現状維持
				336		平成28年度
15	介護保険特別対策事業(生計困難者軽減)	490	介護サービスが必要な低所得者が、自己負担額の軽減を受けることにより、安心して介護サービスを利用することができるようになる。	50	↘	現状維持
				17		平成28年度
16	高齢者サービス推進調整事業(介護保険サービス利用前環境整備)	262	在宅サービスを必要とする者に対して大掃除サービスを実施し、対象者の衛生及び健康状態を回復させ、在宅サービスを受けやすい環境を作ることにより、高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境につながる。	3	↘	改善・見直し
				0		平成28年度
17	高齢者サービス調整推進事業(特別養護老人ホーム入所希望者調整)	198	真に特養入所が必要な方が優先的に入所できるよう入所基準を定めて施設利用の公平性・透明性を確保する。待機者特別対策として近隣他県等の特養・老健と区民受入体制を構築し、区民が安心して介護・生活を維持できるよう図る。	3	→	現状維持
				3		平成28年度
18	ねたきり在宅高齢者に対する布団乾燥事業費	595	寝具乾燥等費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図るとともに、衛生的な寝具環境を保持することにより、高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる。	300	↗	改善・見直し
				288		平成28年度

19	ねたきり在宅高齢者理美容サービス事業費	8,849	ねたきりで、自身で理美容店に行けない人に対する支援であるため、高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境づくりに寄与する施策である。	1,600	↗	改善・見直し(効果測定)
				1,610		平成28年度
20	ねたきり在宅高齢者の家族介助者に対する慰労事業	762	ねたきりなどの高齢者を介助している家族への慰労事業により、高齢者が安心して地域で暮らし続けることができる。	174	↗	改善・見直し(効果測定)
				177		平成28年度
21	ねたきり高齢者に対する紙おむつ支給等事業費	100,255	高齢者が地域で安心して暮らし続けるために、要介護者及び家族の経済的、精神的負担を軽減し高齢者福祉の向上を図る。	18,900	↗	改善・見直し
				18,946		平成28年度
22	介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業	5,186	ヘルパー利用限度回数または区分支給限度額を超えてなお生活援助や身体介護が必要な方に対して、援助員を派遣し、要支援者が在宅生活を継続するため支援をしている。	2,920	↘	現状維持
				1,737		平成28年度
23	軽度生活援助サービス事業	3,178	区分支給限度額を超えてなお生活援助が必要な高齢者に対し生活援助員を派遣することで、要介護者の在宅生活を継続を支援している。	1,375	↘	現状維持
				1,347		平成28年度
24	高齢者補聴器購入費助成事業費	940	聴力機能が低下すると、外出を控え、引きこもりになる可能性が高くなる。その結果、高齢者の孤立・孤独につながってしまうため、補聴器購入を助成することで防止する。このことが、「高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる」施策目標達成への一助となる。	100	↘	改善・見直し(効果測定)
				52		平成28年度
25	外国人介護従事者等日本語学習支援事業費	2,000	介護業務に従事する在日外国人の日本語能力の習得を支援することで、介護分野における人材の育成及び介護サービスの向上を目指す。	870	↗	改善・見直し(効果測定)
				1,071		平成28年度
26	高齢者福祉情報システム運用経費	12,011	高齢者・障害者福祉情報システムは、福祉サービスが需要増大する中で、事務の効率化及び相談業務支援強化のため、平成8月に構築開始、平成9年1月から稼働している。	180	↘	改善・見直し
				142		平成28年度
27	特別永住者福祉給付金支給事業	360	平成19年4月1日より事業開始。国民年金制度上老齢基礎年金等を受けることができない在日外国人等に対し、特別永住者給付金を支給することを目的として事業を開始した。	24	→	現状維持
				24		平成28年度

28	高額介護サービス費等貸付事業	0	高額介護サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費が支給される介護保険利用者で、必要な費用の支払いが困難なものに対して、介護保険から償還金が支給されるまでの間、支給相当額の貸付を実施することで費用を心配せずに介護サービスを利用できる。	1	↘	現状維持
				0		平成28年度
29	低所得者介護サービス利用支援事業費	126	低所得の老齢福祉年金受給者が、介護サービス利用時の自己負担額の軽減をうけることにより、安心して必要な介護サービスを利用することができる。	12	→	廃止
				12		平成28年度
30	特別養護老人ホーム建設助成費	95,971	特別養護老人ホーム入所希望者を入所に結びつける。また、社会福祉法人が健全な運営を行うことにより、高齢者及び介護者が安心して施設利用できるようにする。	6	→	現状維持
				6		平成28年度
31	はなみずきホーム管理運営費	48,970	要支援者・要介護者で在宅では適切な介護が困難な高齢者に対して、日常生活を送るうえで常に介護を必要とし、施設介護サービスを提供する。また、在宅高齢者やその家族等に各種サービスの提供し、在宅高齢者やその家族等の生活支援をする	100	↘	現状維持
				91		平成28年度
32	たちばなホーム管理運営費	94,121	要支援者・要介護者で在宅では適切な介護が困難な高齢者に対して、日常生活を送るうえで常に介護を必要とし、施設介護サービスを提供する。また、在宅高齢者やその家族等に各種サービスの提供し、在宅高齢者やその家族等の生活支援をする	100	↘	現状維持
				95.7		平成28年度
33	なりひらホーム管理運営費	30,064	要支援者・要介護者で在宅では適切な介護が困難な高齢者に対して、日常生活を送るうえで常に介護を必要とし、施設介護サービスを提供する。また、在宅高齢者やその家族等に各種サービスの提供し、在宅高齢者やその家族等の生活支援をする	100	↘	現状維持
				90		平成28年度
34	うめわか高齢者在宅サービスセンター管理運営費	52,659	在宅高齢者やその家族等に各種介護サービスなどを提供することで、支援し心身機能の向上と社会交流の促進を図るとともに家族の介護負担を軽減する。	100	↘	現状維持
				78.7		平成28年度

35	高齢者サービス調整推進事業(養護老人ホーム入所判定委員会)	70	要判定となった対象者に対して入所措置を講じることにより、心身の健康を保持し安定した生活を送ることができる。	3	→	現状維持
				3		平成28年度
36	老人ホーム委託保護	220,129	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへ入所措置をすることで、心身の健康を保持し安定した生活を送ることができる。	115	↘	現状維持
				105		平成28年度
37	高齢者ホームヘルプサービス事業	0	やむを得ない事由により、介護保険法の訪問介護サービスを利用することが著しく困難である方でも、日常生活の支援サービスを受けることで、心身の健康を保持し安定した在宅生活を送ることができる。	1	→	現状維持
				0		平成28年度

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	特別養護老人ホーム等整備事業費	1						
事業概要	【根拠法令】社会福祉法人に対する助成に関する条例 【事業内容】特別養護老人ホーム入所待機者解消を図るため 特別養護老人ホーム整備を推進する。 【平成28年度事業名】旧木下川小跡特別養護老人ホーム等建設助成費 旧木下川小跡特別養護老人ホーム等整備事業費	主管課・係（担当）						
		介護保険課 管理・計画担当 03-5608-6924						
施策への 関連性	介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅での生活が困難となった要介護者のために、特別養護老人ホームの整備を支援する。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	特別養護老人ホーム待機者 平成29年3月 652人（判定結果 A267人、B304人、C81人） 特別養護老人ホーム申込者 平成29年3月 158人（新規127人、再申請31人）							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	特別養護老人ホームの整備には多額の費用を要するため東京都が補助制度を設けている。合わせて区でも区内特別養護老人ホームの整備率の向上、及び安定した事業展開を図るため社会福祉法人に対する支援を行っている。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	整備床数				単 位	床
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		1072	37	目標 実績	772 772	772	772	
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標 実績	872	872	972	972	1,072	1,072
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	特別養護老人ホーム入所待機者数軽減のため、今後も施設整備を進める。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	待機者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		240	37	目標 実績	629 652	508	508	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標 実績		450	450	345	345	240	240	
指標の選定理由及び目標値の理由								
特別養護老人ホーム入所待機者数の軽減に努める。ただし、入所待機者数0人まで整備を進めると特別養護老人ホーム運営事業者の安定運営が困難となるため。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	220,919							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 助成額は事業者提案方式であること、また、施設規模、工事出来高等により増減する。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	不十分				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
平成29年3月現在、特別養護老人ホームの入所を希望する待機者が652人いるため施設整備推進が必要である。また、都の施設整備費補助のみでは社会福祉法人の経済的負担が重いため、施設安定運営、整備法人誘致のためにも区の施設整備費補助が必要である。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
施設整備を推進することにより、在宅での生活が困難になった要介護者や介護する家族が安心して生活できる環境を整えることができる。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
高齢化社会に対応するため、特別養護老人ホームに限らず様々な高齢者施設を複合的に整備する必要がある。区補助額は事業者提案方式を採用することにより、コスト削減を図っている。					
中間・最終年度の講評	平成28年度に区内9番目となる特別養護老人ホーム木下川吾亦紅の整備が終了した。整備床数144床（ユニット型96床、従来型48床）				
今後の方向性	特養木下川吾亦紅の整備により、特養入所待機者について一定程度の解消が見込まれるが、平成29年3月現在特別養護老人ホームの入所を希望する待機者は652人おり、また、平成37年度にむけて後期高齢者の増加に伴う要介護者の増加が見込まれているため、今後も施設整備の推進が必要である。				

平成29年度 補助金評価シート

補助金名称	特別養護老人ホーム建設助成費						主管課・係（担当）		
根拠法令	社会福祉法人に対する助成に関する条例						介護保険課 管理・計画担当		
事業概要	特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対し、社会福祉法人の費用負担軽減を図るため、施設整備費の一部を助成する。						03-5608-6924		
							事業の終期		
							平成37年度		
必要性・妥当性	区民のニーズ								
	特別養護老人ホーム待機者 平成29年3月 652人（判定結果 A 267人、B 304人、C 81人） 特別養護老人ホーム申込者 平成29年3月 158人（新規127人、再申請31人）								
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）								
	特別養護老人ホームの整備には多額の費用を要するため東京都が補助制度を設けている。合わせて区でも区内特別養護老人ホームの整備率の向上、及び安定した事業展開を図るため社会福祉法人に対する支援を行っている。								
有効性・適格性	手段に対する指標 (活動指標)	指標		整備床数				単位	床
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31	
		1,072	37	目標	772	772	772	772	
				実績	772				
			H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	872	872	972	972	1,072	1,072	
		実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由								
	特別養護老人ホーム入所待機者数軽減のため、今後も施設整備を進める。								
	目的に対する指標 (成果指標)	指標		待機者数				単位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31	
		240	37	目標	629	508	508	508	
				実績	652				
			H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		450	450	345	345	240	240		
実績									
指標の選定理由及び目標値の理由									
特別養護老人ホーム入所待機者数の軽減に努める。ただし、入所待機者数0人まで整備を進めると特別養護老人ホーム運営事業者の安定運営が困難となるため。									
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34		
	220,919								
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 助成額は事業者提案方式であること、また、施設規模、工事出来高等により増減する。					
施策への関連性	介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅での生活が困難となった要介護者のために、特別養護老人ホームの整備を支援する。								

1 必要性・妥当性			5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している	
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している	
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する	
区の施策目標の実現に寄与しているか	している			
判断理由				
平成29年3月現在、特別養護老人ホームの入所を希望する待機者が652人いる。				
2 有効性・適格性			5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている	
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	合致している	
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	ある	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある	
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確	
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	明確	
判断理由				
都の施設整備費補助のみでは社会福祉法人の経済的負担が重いため、施設安定運営、整備法人誘致のためにも区建設助成が必要である。				
3 効率性・経済性			5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある	
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	該当なし	
目的に対する区の負担割合が適切か	適切である			
判断理由				
区補助額は事業者提案方式を採用することにより、コスト削減を図っている。				
【評価結果】				
現状維持・拡充				
中間・最終年度の講評	平成28年度に区内9番目となる特別養護老人ホーム木下川吾亦紅の整備終了に伴い助成金を交付（整備出来高99%分）。事業者提案方式を採用したことにより、従前に比べ大幅なコストダウンを図ることができた。（参考：東京清風園補助額1,410,926千円 軽減額約12億円）			
今後の方向性	今後も、区補助額は事業者提案方式を採用する等により、コスト削減を図る。			

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	地域密着型サービス整備事業					2			
事業概要	介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で24時間・365日体制の介護サービスに支えられながら安心して暮らし続けられる環境を整備するため、地域密着型サービス施設等の整備事業を施設整備費等の補助により支援し、地域密着型サービス提供体制の充実を図る。					主管課・係（担当）			
						介護保険課管理・計画担当			
						03-5608-6924			
施策への関連性	施設整備費等の補助を行うことで、事業参加の促進を図り、区民の方が住み慣れた地域で介護サービスを利用できる環境を整える。								
必要性・妥当性	区民のニーズ								
	高齢者の増加に伴い、利用希望者の更なる増加が見込まれる。								
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）								
	急速な高齢化への対応及び住み慣れた地域で暮らし続けることができる整備が急務となっており、都の間接補助事業として、区が実施している。								
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	施設整備費等補助金（基準年からの累計）				単位	千円	
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31	
		1,768,749	37		目標	211,299	330,464	622,744	830,889
					実績	0			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	1,136,594	1,335,739	1,563,639	1,768,749	1,768,749	1,768,749	
	実績								
	指標の選定理由及び目標値の理由								
	施設整備費等補助金の実績により、事業の実施状況を確認することができる。補助金の支出予定金額（当初予算）が、介護保険事業計画における施設整備計画数を反映しているため、これを目標値とする。（平成30年度以降については推計値であり、第7期以降の介護保険事業計画の策定により、目標値は変動する可能性がある。）								
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	施設整備数（認知症高齢者GH・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）				単位	施設数	
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31	
		50	37		目標	29	34	36	38
				実績	22				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37		
目標		42	44	47	50	50	50		
実績									
指標の選定理由及び目標値の理由									
施設整備数により、本事業の成果を確認することができる。目標値は介護保険事業計画における施設整備計画数とする。（平成30年度以降については推計値であり、第7期以降の介護保険事業計画の策定により、目標値は変動する可能性がある。）									
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34		
	0								
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 新規施設整備数により変動する。					

1 必要性・妥当性								
区民ニーズの有無	ある							
代替可能性の有無	ない							
区が実施すべき強い理由があるか	ある							
判断理由								
急速な高齢化への対応及び住み慣れた地域で暮らし続けることができる整備が求められている。								
2 有効性・適格性								
事業の目的が施策に合致しているか	合致している							
指標は目標値を満たしているか	満たしていない							
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある							
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率性 経済性	有効性 適格性			
介護保険事業計画に基づき、整備促進を行っているが、介護人材の不足等の理由により、新規施設整備が進みにくい状況にある。		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率性 経済性	評価結果			
		5	4	5	4			
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">改善・見直しの上継続</p>						
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない							
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない							
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある							
判断理由								
国から一層の在宅介護の充実を求められており、地域ニーズに合った整備促進を図っている。								
中間・最終年度の講評	第6期介護保険事業計画では、国から一層の在宅介護の充実を求められており、より地域のニーズに合った整備と施設整備費等の補助事業の充実を図り、整備を促進する必要がある。							
今後の方向性	施設の計画的な整備を促進する。補助事業を継続し、積極的な民間参入を目指す。							

平成29年度 補助金評価シート

補助金名称	地域密着型サービス整備事業						主管課・係 (担当)		
根拠法令	墨田区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱、等						介護保険課管理・計画担当		
事業概要	介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で24時間・365日体制の介護サービスに支えられながら安心して暮らし続けられる環境を整備するため、地域密着型サービス施設等の整備事業を施設整備費等の補助により支援し、地域密着型サービス提供体制の充実を図る。						03-5608-6924		
							事業の終期		
							平成37年度		
必要性・妥当性	区民のニーズ								
	高齢者の増加に伴い、利用希望者の更なる増加が見込まれる。								
	代替可能性の状況 (区が実施する必要性等)								
	急速な高齢化への対応及び住み慣れた地域で暮らし続けることができる整備が急務となっており、都の間接補助事業として、区が実施している。								
有効性・適格性	手段に対する指標 (活動指標)	指標		施設整備費等補助額 (基準年からの累計)				単位	千円
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31	
		1,768,749	37		目標	211,299	330,464	622,744	830,889
					実績	0			
目的に対する指標 (成果指標)	指標		新規施設整備数 (認知症高齢者GH・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護)				単位	施設数	
	最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31		
	50	37		目標	29	34	36	38	
				実績	22				
財政面 (決算額) (単位:千円)		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
		0							
		H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 新規施設整備数により変動する。				
施策への関連性	施設整備費等の補助を行うことで、事業参入の促進を図り、区民の方が住み慣れた地域で介護サービスを利用できる環境を整える。								

1 必要性・妥当性			5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している	
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している	
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する	
区の施策目標の実現に寄与しているか	している			
判断理由				
急速な高齢化への対応及び住み慣れた地域で暮らし続けることができる整備が求められている。				
2 有効性・適格性			5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている	
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	該当なし	
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	該当なし	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある	
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確	
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	明確	
判断理由				
介護保険事業計画に基づき、整備促進を行っているが、介護人材の不足等の理由により、新規施設整備が進みにくい状況にある。				
3 効率性・経済性			5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある	
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	該当なし	
目的に対する区の負担割合が適切か	適切である			
判断理由				
国から一層の在宅介護の充実を求められており、地域ニーズに合った整備促進を図っている。				
【評価結果】				
現状維持・拡充				
中間・最終年度の講評	第6期介護保険事業計画では、国から一層の在宅介護の充実を求められており、より地域のニーズに合った整備と施設整備費等の補助事業の充実を図り、整備を促進する必要がある。			
今後の方向性	施設の計画的な整備を促進する。補助事業を継続し、積極的な民間参入を目指す。			

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	都市型軽費老人ホーム整備助成費					3		
事業概要	都市部における低所得高齢者向け住宅の不足に対処するため、H22年4月に厚生労働省令が改正され、従来の軽費老人ホームの基準を緩和した「都市型軽費老人ホーム」が創設された。区では、H22年度より都市型軽費老人ホーム整備費補助事業を開始し、5棟が開設済みである。H28年度に6棟目の整備事業者を選定、29年度中に開設予定である。					主管課・係（担当）		
						高齢者福祉課相談係		
						03-5608-6171		
施策への 関連性	身体機能の低下等により、居宅でのひとり暮らしに不安がある60歳以上の低所得高齢者に対して、国及び都の補助制度を活用し、区が整備事業者の募集を実施することで、低廉な利用料で施設を提供し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	平成28年度末の区内都市型軽費老人ホームの稼働率（全在所者数／全床数）は92%と、高い水準にある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	国及び都が、各区市を公募窓口とした、区の一般財源を用いない整備費補助事業のため、代替不可							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	区内都市型軽費老人ホーム総整備棟数				単 位	棟
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		8	32	目標 実績	5 5	6	6 7	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	8					
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	利用状況もほぼ満床で推移しており、今後の需要も高いものと見込まれるため、未整備地域において整備を継続していく必要があるため。（国及び都の補助制度は平成29年6月現在、H32年度着工分まで予定されている。）							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	区内都市型軽費老人ホームの稼働率 (全在所者数／全床数)				単 位	%
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
100		37	目標 実績	100 92	100	100 100		
H32		H33	H34	H35	H36	H37		
目標		100	100	100	100	100		
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
稼働率の低下は運営事業者の財務状況の悪化を招き、利用者の快適な施設利用やサービスの質にも影響を及ぼすため。								
財政面 (決算額) (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	84,030							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 整備事業者の選定状況及び事業の進捗状況により、決算額は変動する。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
高齢者人口の増加とともに必要とされる施設であり、国及び都の補助事業を活用できる。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	有効性 適格性
事業開始5年で5棟が開設している。国及び都の補助事業を活用でき、区の負担を抑えることができる。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">現状維持の上継続</p>			
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
整備計画どおり順調に整備数は推移しており、稼働率も安定している。					
中間・最終年度の講評	第5次住宅マスタープランでは、平成32年度までに5棟100戸を整備する計画を掲げている。現在までに、5棟100戸の整備が終了し、6棟目の整備事業者を選定し、整備を進めている。利用状況もほぼ満床で推移しており、今後の需要も高いと見込まれる。整備費補助事業として制度化されており、継続実施と判断する。				
今後の方向性	今後の需要も高いと見込まれるため、未整備地域において、整備事業候補者の募集及び整備支援事業を継続的に実施する。				

平成29年度 補助金評価シート

補助金 名称	都市型軽費老人ホーム整備事業補助金						主管課・係（担当）	
根拠法令	墨田区都市型軽費老人ホーム整備事業補助要綱						高齢者福祉課相談係	
事業概要	都市部における低所得高齢者向け住宅の不足に対処するため、H22年4月に厚生労働省令が改正され、従来の軽費老人ホームの基準を緩和した「都市型軽費老人ホーム」が創設された。区では、H22年度より都市型軽費老人ホーム整備費補助事業を開始し、5棟が開設済みである。H28年度に6棟目の整備事業者を選定、29年度中に開設予定である。						03-5608-6171	
							事業の終期	
							平成32年度	
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	平成28年度末の区内都市型軽費老人ホームの稼働率（全在所者数／全床数）は92%と、高い水準にある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	国及び都が、各区市を公募窓口とした、区の一般財源を用いない整備費補助事業のため、代替不可。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	区内都市型軽費老人ホーム総整備棟数				単位	棟
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		8	32	目標	5	6	6	7
				実績	5			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	8					
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	利用状況もほぼ満床で推移しており、今後の需要も高いものと見込まれるため、未整備地域において整備を継続していく必要があるため。（国及び都の補助制度は平成29年6月現在、H32年度着工分まで予定されている）							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	区内都市型軽費老人ホームの稼働率 (全在所者数／全床数)				単位	%
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		100	37	目標	100	100	100	100
			実績	92				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		100	100	100	100	100	100	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
稼働率の低下は運営事業者の財務状況の悪化を招き、利用者の快適な施設利用やサービスの質にも影響を及ぼすため。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	84,030							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 整備事業者の選定状況及び事業の進捗状況により、決算額は変動する。				
施策への 関連性	身体機能の低下等により、居宅でのひとり暮らしに不安がある60歳以上の低所得高齢者に対し、国及び都の補助制度を活用し、区が整備事業者の募集を実施することで、低廉な利用料で施設を提供し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる。							

1 必要性・妥当性			5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している	
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している	
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する	
区の施策目標の実現に寄与しているか	している			
判断理由				
高齢者人口の増加とともに必要とされる施設であり、国及び都の補助事業を活用できる。				
2 有効性・適格性			5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている	
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	合致している	
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	該当なし	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある	
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確	
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	明確	
判断理由				
事業開始5年で5棟が開設している。国及び都の補助事業を活用でき、区の負担を抑えることができる。				
3 効率性・経済性			5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある	
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	している	
目的に対する区の負担割合が適切か	適切である			
判断理由				
整備計画どおり順調に整備数は推移しており、稼働率も安定している。				
【評価結果】				
中間・最終年度の講評	第5次住宅マスタープランでは、平成32年度までに5棟100戸を整備する計画を掲げている。現在までに、5棟100戸の整備が終了し、6棟目の整備事業者を選定し、整備を進めている。利用状況もほぼ満床で推移しており、今後の需要も高いと見込まれる。整備費補助事業として制度化されており、継続実施と判断する。			
今後の方向性	今後の需要も高いと見込まれるため、未整備地域において、整備事業候補者の募集及び整備支援事業を継続的に実施する。			

平成29年度 事務事業評価シート

施 策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	高齢者の権利擁護・虐待防止事業					4		
事業概要	「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の早期発見、養護者の支援等の権利擁護を推進する。					主管課・係（担当）		
						高齢者福祉課相談係		
						03-5608-6174		
施策への 関 連 性	区内の高齢者支援総合センターや高齢者みまもり相談室、関係機関と連携し、高齢者虐待を未然に防ぐまたは早期に発見する。また権利擁護制度の利用促進及び高齢者虐待防止についての普及啓発活動、養護者の負担軽減対策等、虐待防止に関する事業を行うことにより施策の目的達成につなげている。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の養護者による虐待の対応責務は、市区町村になっているため代替可能性はない。								
有効性・ 適格性	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	高齢者虐待相談通報件数				単 位	件数
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		—		目 標	—			
				実 績	170			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
			目 標					
		実 績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	高齢者の権利擁護・虐待防止事業の実施により、支援者等からの通報による早期発見の重要性が普及啓発され、H27年度までは毎年相談通報件数が増加している。なお、H28年度の通報件数は減少しているが、通報は虐待の発生により増減するため、目標値を定めることができない。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	高齢者虐待認定件数				単 位	認定率 (%)
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
55		H37	目 標	55	55	55	55	
			実 績	54.1	—	—	—	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目 標	55	55	55	55	55	
	実 績	—	—	—	—	—		
指標の選定理由及び目標値の理由								
虐待通報件数のうち、区が虐待認定を行った認定率は毎年減少しており、虐待の早期発見・重症化の予防ができていない。なお、H37年にむけて後期高齢者人口が増加するため虐待リスクが高まり、通報件数の増加が予想されるが、早期発見・予防の継続により虐待認定率を現状維持で設定した。※H28の実績は暫定値								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	2,956							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 高齢者の緊急一時保護の件数（保護に係る経費）により、決算額に変動がある。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の養護者による虐待の対応責務は、市区町村になっている。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
高齢者の権利擁護を行うことで施策を実現させている。また権利擁護研修の実施により虐待通報件数が上がり、権利擁護が必要な高齢者の把握と、早期の支援ができています。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
高齢者の虐待対応は高齢者福祉課が担っており、コストはシェルターへの緊急一時保護が多くを占めており改善は難しい。虐待の早期発見により、緊急一時保護は毎年2~4件発生している。					
中間・最終年度の講評	高齢者虐待の早期発見・早期対応・予防、養護者への支援も含めて速やかに対応することで、虐待の深刻化を防ぎ、高齢者が安定した地域生活をおくるための支援を可能としている。				
今後の方向性	高齢者に対する虐待を未然に防止し、高齢者支援総合センターを中心としたネットワークづくりを進め、在宅における高齢者虐待の早期発見・早期対応・予防に向けた取り組みを更に充実させていく。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	高齢者福祉電話サービス事業					5		
事業概要	ひとり暮らし高齢者に対して、定期的に電話による安否確認を行うとともに各種相談に応じることで、高齢者が地域で安心して生活できるように支援する。 なお、電話を持っていない方には、区が福祉電話機（固定電話）を貸与し、工事費及び基本料金を負担する。					主管課・係（担当）		
						高齢者福祉課地域支援係		
							03-5608-6170	
施策への関連性	週1回の定期的な電話連絡（電話訪問）を通じて、孤立しがちな一人暮らし高齢者等に対して、安否確認や精神的な不安を和らげることが行われていることから施策に合致する事業と考えられる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	第24回墨田区住民意識調査（平成28年度）では、「区が取り組むべき高齢者福祉施策」の項目において、「見守り・安否確認」の回答は27.2%となっており、本事業に対する区民のニーズが高いと考えられる。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
		第24回墨田区住民意識調査（平成28年度）では、「区が取り組むべき高齢者福祉施策」の項目において、「見守り・安否確認」の回答は27.2%となっており、本事業に対する区民のニーズが高いと考えられる。						
有効性・適格性	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	福祉電話利用者数（電話貸与者＋自己所有者）				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		330	37	目標 実績	240 224	250	260	270
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	280	290	300	310	320	330
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	携帯電話の普及に伴い、固定電話の必要性は逡減してきている。今後は「真に必要な貸与者」を精査しながら貸与を進めていく計画であり、本目標値を設定した。考え方としては、固定電話の貸与者（現在165人）については逡減していき、自己所有電話機（携帯電話・自宅固定電話）を利用する者の増加を見込んでいる。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	福祉電話利用者数（自己所有）				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
240		37	目標 実績	60 59	80	100	120	
H32		H33	H34	H35	H36	H37		
目標		140	160	180	200	220	240	
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
携帯電話を所有する高齢者が増加していること踏まえ、今後は固定電話の貸与に代えて、自己所有の高齢者へのアプローチを強化し、電話訪問を介在とした見守りネットワークの構築を進める方向性を視野に入れて、本指標を設定した。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	4,533							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	増加傾向だが不十分				
区が実施すべき強い理由があるか	必須だが裁量余地あり				
判断理由					
電話の貸与等により効率的に安否確認をする環境を提供できているが、一方で貸与が必要な利用者かどうかについては個別に精査していく必要がある。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
定期的な電話訪問により、安否を確認するだけでなく利用者の現状や相談事項等を把握したり、自立支援につなげたりと必要な福祉サービスに結び付けることが可能である。		3	5	4	4
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">改善・見直しの上継続</p>			
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ある				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
あくまでも安否確認を行うための電話貸与であるという本事業の目的や、通話料金は本人負担であることなども適切に周知する必要がある。					
中間・最終年度の講評	本事業を通じ、孤立するリスクを有する高齢者へのアプローチを強化し、電話訪問を介在した、本人を支援する見守りネットワークを目指している。				
今後の方向性	単なる電話貸与ではなく自己所有の電話による電話訪問の有効性も含め利用者及び関連機関に本事業の目的を周知する必要がある。また、単なる安否確認に留まらず、利用者が地域の様々な機関とのネットワークづくりを支援する手段として活用していく。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業					6		
事業概要	ひとり暮らし高齢者等が家庭内の急病等の緊急事態に陥った際、通報機からの通報を受信し、看護師等専門スタッフが状況を把握して救急搬送の手続き等を行う。また、同スタッフによる定期的に安否確認及び相談を行うことで、地域で安心して生活できるよう支援する。					主管課・係（担当）		
						高齢者福祉課地域支援係		
							03-5608-6170	
施策への関連性	一人暮らし高齢者等に対して急病等の緊急時に迅速な救命活動及び安全確保を図り、平時においても健康相談や定期的な安否確認を通じて精神的な不安を解消することから、施策に合致する事業と考えられる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	高齢者世帯に占めるひとり暮らし高齢者世帯数及び複数の持病を抱えた高齢者が増加していることから、本事業に対する区民のニーズは高いと考えられる。なお、第24回墨田区住民意識調査（平成28年度）では、「区が取り組むべき高齢者福祉施策」において「見守り・安否確認」が27.2%と上位を占めている。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
居住空間の機械警備と連動した安否確認システム等様々な機器が導入・運用されていることから、代替の選択肢は多様化している。ただし、利用料等自己負担について、様々な生活状況を有する高齢者に対して、公平かつ平等に経済的支援をしていくには、現在の一般的な電話回線を使用する緊急通報システムの継続が望ましい。								
有効性・適格性	手段に対する指標 (活動指標)	指標	民間型利用者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		3,000	37	目標 実績	1,510 1,232	1,420	1,600	1,800
		目標	H32	H33	H34	H35	H36	H37
		実績	2,000	2,200	2,400	2,600	2,800	3,000
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	上述の区民ニーズからも利用希望者が今後も増加することが見込まれるため、近年の年間新規設置台数を活用し、活動指標を設定した。なお、新規設置数から転居・死亡等を起因として利用廃止する想定人数を差し引いている。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	緊急対応件数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		2,900	37	目標 実績	290 324	580	870	1160
目標		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
実績		1,450	1,740	2,030	2,320	2,610	2,900	
指標の選定理由及び目標値の理由								
利用希望者の増加に伴い、利用者からの通報対応件数が増加することが見込まれる。対応件数が増加することで、より多くのひとり暮らし高齢者等の安全確保に繋がることから成果指標として設定した。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	38,170							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 利用者が増加傾向にあることから、事業予算額も増加していくことが想定される。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	増加傾向だが不十分				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
ひとり暮らし高齢者および複数の持病を抱えた高齢者が増加していることから必要性は高い。また、常時相談対応を行っているという点でも孤立感や不安を解消する仕組みとして有効である。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
民間警備会社に委託することで24時間365日の対応体制が確保でき、利用者の不安を解消するという意味で効果が高い。利用者数も年々増加傾向にある。		4	5	4	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ある				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
機器設置までの期間や手順を明確に把握し利用者に周知する必要がある。また自己負担発生の可能性により設置に至らない場合も多く、必要性等について説明を徹底することも求められている。					
中間・最終年度の講評	生涯未婚率も高まり、一人暮らし高齢者が増加することから、継続した事業実施が求められる。				
今後の方向性	固定電話回線を契約しない高齢者も増えてきていることから、携帯電話を活用したシステム利用の開始も検討する。				

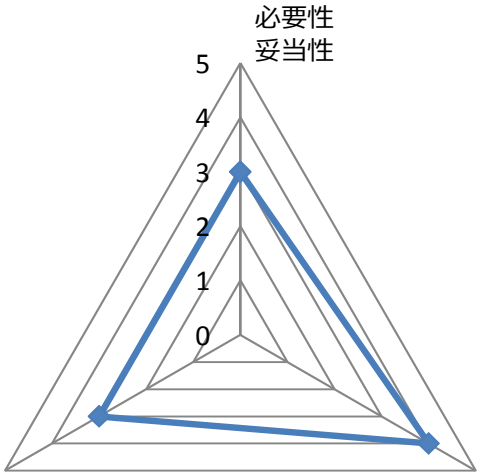
平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	火災安全システム事業					7		
事業概要	平成11年12月1日に火災安全システム事業を開始 火災警報器等を設置することで、ひとり暮らし高齢者等の失火などによる火災の危険性を軽減させる。					主管課・係（担当）		
						高齢者福祉課支援係 03-5608-6168		
施策への 関連性	緊急事態に備えて火災安全システムを整備することにより、家庭内での火災被害を最小限に食い止め、生命・財産を守ることで高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等） 火災安全システムの整備を講じるのに掛かる費用や手間は高齢者にとって大きな障害となる。そこで、区が整備費用等を助成することにより、設置を進め家庭内での火災被害を最小限にする必要がある。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	給付品及び貸与品設置数（火災警報器・自動消火装置・ガス安全システム・電磁調理器・専用通報機）				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		32	37	目標	31	31	32	32
				実績	31			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	32	33	33	33	33	32
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	火災安全システムを設置した件数を把握することで、火災被害の対策が講じられたか確認ができる。平成28年度の実績を基準に高齢者の将来人口統計に応じて設定する。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	専用通報機設置者の火災被害件数				単位	件
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31	
0		37	目標	0	0	0	0	
			実績	0				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		0	0	0	0	0	0	
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
火災被害がないことが、対策の効果と言える。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	930							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 横ばいである。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	少ない又は減少傾向				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	必須だが裁量余地あり				
判断理由					
貸与品が高価なこと、また緊急通報システムとの併用ができないため、実績が伸びていない。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
火災防止は、予防、早期察知、早期消火が有効である。火災安全システムを整備することで十分な成果が期待できる。		2	5	4	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ある				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
家庭内の火災を防ぐことで、周辺住宅への延焼の危険性が減る。					
中間・最終年度の講評	火災報知器だけでなく、火災の発生に注意が必要な認知症高齢者等のため住宅用防火機器の給付・貸与は、単身高齢者、木造住宅が多い本区において必要な事業である。				
今後の方向性	過去に設置した火災報知器が、耐用年数を超えた際に、高齢者が自力で対応することは困難であるため、交換対応について事業に組み込む必要がある。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	ひとりぐらし高齢者等食事サービス事業費					8		
事業概要	在宅のひとりぐらし高齢者等に対し、定期的に栄養のバランスの取れた食事を提供することにより、高齢者の健康の保持及び安否確認を行い、併せて地域の専門機関等との連携を図りながら、高齢者の食の自立への支援を行い、もって高齢者福祉の向上を図る。					主管課・係（担当）		
						高齢者福祉課支援係		
						03-5608-6168		
施策への 関連性	定期的に栄養のバランスの取れた食事を直接届けることにより、安否の確認だけでなく高齢者の健康の保持も行うことができ、「高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる」一助となる。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	墨田区住民意識調査（第24回）における「区が取り組むべき高齢者福祉施策」について、「見守り・安否確認」が27.2%（全体で3番目に高い）と見守り事業について区民のニーズは高いといえる。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	食事の配食事業は民間でも多数実施しており代替検討の余地はあるが、区で実施している配食事業は、徹底した本人確認等の「見守り」機能を有しており、この水準を維持するためには、区が実施する必要がある。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	利用者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		3250	37	目標	2800	2850	2900	2950
				実績	2743			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	3000	3050	3100	3150	3200	3250
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	利用者数の推移から、事業ニーズ等を図ることができるため。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	安否確認件数				単位	件
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
195		37	目標	150	155	160	165	
			実績	151				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		170	175	180	185	190	195	
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
安否確認の件数については、利用者の危機等に対して直接対応した実績であり、見守り事業の成果といえる。また、「高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる」という目的達成のために必要な指標のため。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	52,322							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 平成28年度から事業単価の見直しを行ったため、減少傾向にある。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	不十分				
区が実施すべき強い理由があるか	必須だが裁量余地あり				
判断理由					
民間でも多数実施しており代替の余地はあるが、区で実施している食事業については、高い水準での「見守り」機能を有しており、この水準を維持するためには、区が実施する必要がある。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している	効率性 経済性		有効性 適格性	
指標は目標値を満たしているか	成果指標のみ満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
見守りの事業であり、「高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる」という目的達成には必要な事業であるが、成果が見えづらい点が課題である。		3	4	3	3
3 効率性・経済性		効果測定及び改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない				
実工程やコストに改善の余地がないか	ある				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	未測定				
判断理由					
平成28年度から事業単価を見直し、事業コストが低減したが、まだ受託事業者間で事業単価に乖離があるため、引き続き改善していく必要がある。					
中間・最終年度の講評	高齢者の健康保持及び安否確認に有効である。				
今後の方向性	区民サービスの公平性の観点から、事業を継続する。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	高齢者熱中症等対策事業					9		
事業概要	平成23年7月、東京都の高齢者を熱中症等から守る緊急対策事業を基に事業を開始した。現在は区立施設等を猛暑避難所「涼み処」（すずみどころ）として開設すること及び75歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯へに対する啓発資料の発送を主な事業内容とする。					主管課・係（担当）		
						高齢者福祉課地域支援係		
施策への関連性	熱中症対策の広報・啓発活動避暑対策を通じて、夏季において高齢者が安心して暮らすことのできる環境づくりに寄与している。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	夏季における平均気温の上昇が続く中、熱中症に罹患するリスクは高まっており、ニーズは十分ある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	区内民間事業者（ショッピングモール等）と連携した、猛暑避難所「涼み処」の開設は可能である。 ※その際は高齢者に限る必要はなく、乳幼児等幅広い世代を対象とした場所とすることが望ましい。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	啓発資料発送数				単位	世帯
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		16,500	32	目標 14,100	15,000	15,500	16,000	
				実績 14,600				
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標 実績	16,500					
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	従来の高齢者に比べてIT活用能力の高いいわゆる団塊世代が、発送対象である75歳以上になることを見越し、熱中症啓発に関する情報提供を今後見直していくこととし、最長「平成32年度まで」を目標に郵送発送からWEB発信等へと暫時切り替えていく。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	猛暑避難所「涼み処」開設数				単位	か所
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
20		32	目標 15	16	17	18		
			実績 15					
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標 実績		20						
指標の選定理由及び目標値の理由								
「夏季の熱中症予防」を切り口に、民間事業者との提携（涼み処開設）を図り、地域包括ケアを推進するネットワークづくりを進めることを目的に、徐々に開設数を増やしたい。 ※指定予算はゼロ。区は指定場所を公表していくのみ。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	1,251							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 資料発送数の増加に伴い微増が想定される。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	区内では不十分				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由 情報発信・避暑対策ともに区が行う必要がある。現時点で民間事業者との提携については、可能性の段階であることから、候補場所が探し切れていないことも含めて「区内では不十分」と選択。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している	効率性 経済性		有効性 適格性	
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由 リスクの高い高齢者への注意喚起の必要性は高い。		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
		2	5	4	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ある				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由 高齢者みまもり相談室が行う熱中症訪問事業ととの連動性は高めていくことが求められる。					
中間・最終年度の講評	高齢者の熱中症対策、その手法については、効率性及び効果性を考え取り組んでいる。				
今後の方向性	猛暑避難所「涼み処」については、今後民間事業者との連携した開設も検討する。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	小規模多機能型居宅介護施設等開設助成	10						
事業概要	小規模多機能型居宅介護施設や看護小規模多機能型居宅介護施設の整備を促進するため、運営事業者にとって特に負担の大きい開設当初の運営経費等を補助する。	主管課・係（担当）						
		介護保険課管理・計画担当						
		03-5608-6924						
施策への関連性	開設当初の運営経費等の補助を行うことで、事業参入の促進を図り、区民の方が住み慣れた地域で介護サービスを利用できる環境を整える。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	高齢者の増加に伴い、利用希望者の更なる増加が見込まれる。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	急速な高齢化への対応及び住み慣れた地域で暮らし続けることができる整備が急務となっており、区が整備を促進していく必要がある。							
有効性・適格性	手段に対する指標（活動指標）	指標	小規模多機能型居宅介護施設等開設助成金額（基準年からの累計）				単位	千円
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		72,083	37	目標	6,417	7,083	11,583	20,583
				実績	1,667			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	30,583	40,083	49,083	59,583	68,083	72,083
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	助成金額の実績により、事業の実施状況を確認することができる。助成金の支出予定金額（当初予算）が、介護保険事業計画における施設整備計画数を反映しているため、これを目標値とする。（平成30年度以降については推計値であり、第7期以降の介護保険事業計画の策定により、目標値は変動する可能性がある。）							
	目的に対する指標（成果指標）	指標	施設整備数（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）				単位	施設数
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		23	37	目標	11	14	15	16
				実績	7			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	18	19	21	23	23	23
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
施設整備数により、本事業の成果を確認することができる。目標値は介護保険事業計画における施設整備計画数とする。（平成30年度以降については推計値であり、第7期以降の介護保険事業計画の策定により、目標値は変動する可能性がある。）								
財政面（決算額）（単位：千円）	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	1,667							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 新規施設整備数により変動する。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
急速な高齢化への対応及び住み慣れた地域で暮らし続けることができる整備が求められている。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしていない				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率性 経済性	評価結果
介護保険事業計画に基づき、整備促進を行っている。		5	4	5	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない				
実工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
国から一層の在宅介護の充実を求められており、地域ニーズに合った整備促進を図っている。					
中間・最終年度の講評	第6期介護保険事業計画では、国から一層の在宅介護の充実を求められており、より地域のニーズに合った整備と開設後の運営に係る補助事業の充実を図り、整備を促進する必要がある。				
今後の方向性	施設の計画的な整備を推進する。補助事業を継続し、積極的な民間参入を目指す。				

平成29年度 補助金評価シート

補助金 名称	小規模多機能型居宅介護施設等開設助成						主管課・係（担当）			
根拠法令	墨田区地域密着型サービス施設整備等補助要綱						介護保険課管理・計画担当			
事業概要	小規模多機能型居宅介護施設や看護小規模多機能型居宅介護施設の整備を促進するため、運営事業者にとって特に負担の大きい開設当初の運営経費等を補助する。						03-5608-6924			
							事業の終期			
							平成37年度			
必要性・ 妥当性	区民のニーズ									
	高齢者の増加に伴い、利用希望者の更なる増加が見込まれる。									
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）									
	開設当初の運営経費等の補助を行うことで、事業参入の促進を図り、区民の方が住み慣れた地域で介護サービスを利用できる環境を整える。									
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	小規模多機能型居宅介護施設等開設 助成金額				単 位	千円		
		最終目標値	目標年度			基準年(H28)	H29	H30	H31	
		72,083	37			目標	6,417	7,083	11,583	20,583
						実績	1,667			
				H32	H33	H34	H35	H36	H37	
				目標	30,583	40,083	49,083	59,583	68,083	72,083
			実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由									
	助成金額の実績により、事業の実施状況を確認することができる。助成金の支出予定金額（当初予算）が、介護保険事業計画における施設整備計画数を反映しているため、これを目標値とする。（平成30年度以降については推計値であり、第7期以降の介護保険事業計画の策定により、目標値は変動する可能性がある。）									
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	施設整備数（小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護）				単 位	施設数		
		最終目標値	目標年度			基準年(H28)	H29	H30	H31	
		23	37			目標	11	14	15	16
				実績	7					
		H32	H33	H34	H35	H36	H37			
		目標	18	19	21	23	23	23		
		実績								
指標の選定理由及び目標値の理由										
施設整備数により、本事業の成果を確認することができる。目標値は介護保険事業計画における施設整備計画数とする。										
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34			
	1,667									
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 新規施設整備数により変動する。						
施策への 関連性	開設当初の運営経費等の補助を行うことで、事業参入の促進を図り、区民の方が住み慣れた地域で介護サービスを利用できる環境を整える。									

1 必要性・妥当性			5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している	
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している	
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する	
区の施策目標の実現に寄与しているか	している			
判断理由				
急速な高齢化への対応及び住み慣れた地域で暮らし続けることができる整備が求められている。				
2 有効性・適格性			5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている	
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	該当なし	
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	該当なし	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある	
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確	
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	明確	
判断理由				
介護保険事業計画に基づき、整備促進を行っている。				
3 効率性・経済性			5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある	
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	該当なし	
目的に対する区の負担割合が適切か	適切である			
判断理由				
国から一層の在宅介護の充実を求められており、地域ニーズに合った整備促進を図っている。				
【評価結果】				
現状維持・拡充				
中間・最終年度の講評	第6期介護保険事業計画では、国から一層の在宅介護の充実を求められており、より地域のニーズに合った整備と開設後の運営に係る補助事業の充実を図り、整備を促進する必要がある。			
今後の方向性	施設の計画的な整備を推進する。補助事業を継続し、積極的な民間参入を目指す。			

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	介護保険事業者振興事業					11		
事業概要	介護保険サービス事業者が提供する介護サービスの質の向上を図り、利用者が安心してサービスを利用できる体制を確保することを目的として、介護保険事業者連絡会及び研修会等を実施する。 また、事業者が組織する任意団体の自主運営を奨励し、その活動を支援する。					主管課・係（担当）		
						介護保険課 給付・事業者指導担当		
						03-5608-6544		
施策への関連性	介護保険サービス事業者が提供する介護サービスの質の向上及び適正な介護保険給付が行われることにより、利用者が安心して介護サービスを利用できる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	介護保険サービス事業者が提供する介護サービスの質の向上及び安全性の確保が求められている。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	事業者連絡会及び研修会等は、介護保険法に基づきサービス事業者等に対して区が行う指導の一形態である集団指導である。また、任意団体の自主運営の奨励は、それに伴いサービスの質の向上に有効であるが、会場や印刷機の確保が困難となることから区が支援を行う。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	各種連絡会等の延べ開催回数				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		45	37	目標 実績	45 43	45	45	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	45	45	45	45	45	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	介護保険事業者連絡会及び研修会等の開催が、介護保険サービス事業者が提供する介護サービスの質の向上を図り、利用者が安心してサービスを利用できる体制を確保することに繋がるため。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	各種連絡会等の延べ開催回数				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		45	37	目標 実績	45 43	45	45	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	45	45	45	45	45	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
介護保険事業者連絡会及び研修会等の開催が、介護保険サービス事業者が提供する介護サービスの質の向上を図り、利用者が安心してサービスを利用できる体制を確保することに繋がるため。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	1,839							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 同水準で推移している。				

1 必要性・妥当性								
区民ニーズの有無	ある							
代替可能性の有無	ない							
区が実施すべき強い理由があるか	ある							
判断理由								
保険者である区は、介護サービスの質の向上を図り、利用者が安心してサービスを利用できる体制を確保する重要な責務を負っている。								
2 有効性・適格性								
事業の目的が施策に合致しているか	合致している							
指標は目標値を満たしているか	満たしていない							
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある							
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果			
介護保険事業者連絡会及び研修会等を実施し、介護サービスの質の向上を図っている。また、地域包括ケアシステムの実現に向けて、提供する情報量も増えている。		5	4	5	4			
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続						
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない							
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない							
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある							
判断理由								
区が実施すべき研修と事業者が組織する任意団体が実施する研修が一定程度整理されており、効率的な実施体制が確立されている。								
中間・最終年度の講評	介護サービスの質の向上を図り、介護保険制度の円滑な運営のために必要な情報提供、研修会や集団指導を行う本事業は不可欠である。							
今後の方向性	今後も事業を継続し、介護サービスの質の向上を図る。							

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	高齢者自立支援住宅改修助成事業	12						
事業概要	平成12年4月1日 墨田区高齢者自立支援住宅改修助成事業実施要綱施行 平成19年5月11日 高齢社会対策区市町村包括補助事業実施要綱施行 平成25年手すりの取付け、平成26年段差の解消及び洋式便器への取替え、平成27年床材の変更及び扉の取替えの申請要件緩和 平成27年8月1日 利用者負担に所得状況を勘案して従来の2段階を、0%、10%、20%の3段階に改定(対象)おおむね65歳以上で①介護保険の要介護認定で非該当と判定を受けた方、または認定を受けていない未申請の方で、住宅改修が必要な方②介護保険の要介護認定で要支援1以上の判定を受けた方(内容)高齢者の居室内での行動を容易にするための住宅改修費用を助成。また介護保険による住宅改修費の支給のみでは不十分な場合に、設備改修費用を助成。①の場合、手すりの取付け、床段差の解消、滑り防止等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えに要した費用のうち20万円を限度に助成。②の場合、浴槽、流し台、洗面台、洋式便器の取替えに要した費用のうち20万円を限度に助成。	主管課・係(担当)						
		高齢者福祉課相談係						
		03-5608-6171						
施策への関連性	自宅での自立した生活を容易にすることで、要介護状態になるのを予防し、また要介護状態になっても家族の介護負担を軽減することによって、在宅生活を可能にすることで高齢者が安心して自宅で暮らし続ける環境をつくる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	介護保険による住宅改修サービスはあるが、介護認定を受けなければ利用できず、また工事費用は高額であるため、高齢者の経済的負担を軽減することができる。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	予防改修助成				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		180	37	目標	176	182	180	180
				実績	281			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	180	180	180	180	180	180
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	段階的に申請要件を緩和してきた経過があり件数が大幅に増加したが、今後も一定の申請が見込まれるため。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	設備改修助成				単位	件
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
180		37	目標	187	181	180	180	
			実績	180				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		180	180	180	180	180	180	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
介護保険による住宅改修費の支給のみでは不十分な場合に助成する制度であり、今後も一定の申請が見込まれるため。								
財政面 〔決算額〕 (単位:千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	64,714							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕実績を元におおむね同額で推移している。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	不十分				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
高齢者の経済的負担を軽減できるため。					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	活動指標のみ満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
居宅での転倒予防、動作の容易性の確保、家族の介護負担軽減により高齢者の自立した生活を期待できる。		5	4	3	3
3 効率性・経済性		効果測定及び改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ある				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	未測定				
判断理由					
要介護認定を受けていない者及び要介護認定の結果が「非該当」の者を対象とする事業は他にない。					
中間・最終年度の講評	高齢者支援総合センター職員による現場確認の際に高齢者の生活実態を把握し、必要に応じて他のサービス利用につなげる機会に繋げている。				
今後の方向性	利用者負担のあり方や、対象となる工事について区民ニーズの変化を見ながら事業を実施する。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	高齢者生活支援型日常生活用具給付事業	13						
事業概要	高齢者に日常生活用具を給付することにより、在宅での自立した生活を支援する。 ・要介護認定で「非該当」と認定された方に腰掛便座等を給付 ・歩行に障害が認められた方にシルバーカーを給付 ・限度額 生涯10万円 ・本人負担額 課税状況により1割または2割	主管課・係(担当)						
		高齢者福祉課支援係 03-5608-6168						
施策への関連性	65歳以上で在宅の者に対して日常生活用具を給付することで、介護予防及び自立生活の支援を図り、在宅での生活を援助する。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の「外出を控えている理由」の質問に対し、「足腰などの痛み」と回答した方が60.5%おり、ニーズが高いと言える。							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	給付業務は区内の業者と協定を締結している。これにより、必要に応じて高齢者宅でデモンストレーションを行う、区内施設へのシルバーカー展示への協力、区が提示した提供価格での納品等が可能であり、民間事業者等の代替可能性は低い。							
有効性・適格性	手段に対する指標(活動指標)	指標	事業周知の回数				単位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		3	37	目標	3	3	3	
				実績	3			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	3	3	3	3	3	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	事業者連絡会、包括連絡会等において事業の周知を図る。							
	目的に対する指標(成果指標)	指標	日常生活用具給付件数				単位	件
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
621		37	目標	627	627	636	636	
			実績	610				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		635	633	630	626	624	621	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
シルバーカーの給付は積極的な外出を促し、介護予防の一助となる。入浴補助用具等の給付は日常生活の不便を解消し、在宅で生活を続けることに資する。								
財政面(決算額)(単位:千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	11,899							
	H35	H36	H37	[予算の傾向] 申請件数が増えたため、増加傾向にある。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
区内の業者との協定締結により、必要に応じて高齢者宅でのデモンストレーションの実施、区内施設へのシルバーカー展示への協力、区が提示した提供価格での納品等が可能であり、民間事業者等の代替可能性は低い。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している	効率性 経済性		有効性 適格性	
指標は目標値を満たしているか	活動指標のみ満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
ほぼ目標値に近い実績があり、この事業は有効である。用具の給付により、積極的な外出と日常生活の不便解消に資する。		5	4	3	3
3 効率性・経済性		効果測定及び改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	未測定				
判断理由					
入浴補助用具等は要介護認定で非該当の方を対象にしている。また、シルバーカーは介護保険でレンタル・購入できる福祉用具ではないため、介護保険事業の対象とは異なる。					
中間・最終年度の講評	シルバーカーは、今後給付件数が増加すると予想される。より安全な外出の機会及び居宅生活を支援するため、事業を継続する必要がある。				
今後の方向性	様々なニーズに応じたシルバーカーの給付を検討する。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	墨田区介護相談員育成事業					14		
事業概要	実施根拠：墨田区介護相談員設置要綱 これまでの経過：平成15年に「介護普及リーダー」として設置し、平成18年に名称を「墨田区介護相談員」とした。					主管課・係（担当）		
						介護保険課管理・計画担当 5608-6924		
施策への関連性	介護相談員の人数に増減はあるが、派遣施設14か所を訪問し、介護保険制度の周知、制度についての疑問や不安などを聞き取り、利用者と事業者との「橋渡し」や区としての問題解決に努めている。また、そうした環境づくりをしたことで、高齢者が安心して介護サービスを利用できる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	利用者や介護者が、介護について気軽に相談できる地域の相談員がいることで、高齢者が安心してサービスを利用することができており、相談件数も増えてきている。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	本事業が「介護サービス利用者の権利擁護」と「サービスの質の向上」を目的に国が推進している事業の一つであるため、必要性は高いと考える。							
有効性・適格性	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	普及・啓発及び地域活動へ参加した相談員（延べ人数）				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		840	37	目標 実績	600 661	672	672	696
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標 実績	720	744	768	792	816	840
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	介護相談員が、活動を活発化していく必要がある。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	介護施設へ派遣された相談員数（延べ人数）				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		384	37	目標 実績	336 336	336	336	336
H32		H33	H34	H35	H36	H37		
目標 実績		360	360	360	384	384	384	
指標の選定理由及び目標値の理由								
活動できる介護施設の増加に努める。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	1,822							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 相談員の定数は決まっているため、大きく変動することは少ない。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
介護サービス利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目的に国が推進している事業であるため。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
介護者からの相談など、相談件数が徐々に増えてきているため、有効であると考え。		5	5	4	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ある				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
地域に密着している相談員が対応し、相談件数が増えてきていることから、効率化が進んでいると考えられる。					
中間・最終年度の講評	相談員が施設に訪問することで、施設にいる高齢者又はその家族からの相談を受け、高齢者本人及び介護者の悩みを解決している。また、高齢者との会話から、施設の状態を把握することができる。				
今後の方向性	介護相談員の連絡会を通して、それぞれの地域の問題を洗い出し、改めて相談員としての役割を理解していく。				